

# 南丹市市民参加と協働の実施計画 2017



## はじめに

地方公共団体に対し、それぞれの判断力やその責任において、地域実情にあった行政の推進の必要性が求められる昨今の社会情勢の中、市民が主体の魅力あるまちづくりを推進するにあたっては、市民それぞれの豊かな経験や知識を市政に生かし、市民と行政が協力しながら課題解決に取り組むことが必要になります。そして、それらの仕組みは現在、市民参加や協働という言葉で表現され、その実現は自分のまちのことは自分で決め、つくっていくという自治本来の姿の実現につながります。

南丹市では、平成 22 年 4 月 1 日に南丹市市民参加と協働の推進に関する条例を制定し、南丹市における市民参加と協働の定義や行政と市民それぞれの役割を定めました。

行政の役割の一つとしては、市民のみなさんが市政に参加しやすい環境をつくるため多様な市民参加の機会の確保と、市政情報を積極的に提供し市民のみなさんの意見や意向を施策等へ反映させることとしています。

本実施計画は、その役割を遂行するため、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第 11 条の規定に基づき作成するもので、市民参加の機会や協働の視点でみた事業の情報を市民の皆さまにお届けするものです。



## 目次

第1章 この実施計画の位置付け……………	3
1. 実施計画作成の目的	
2. 作成の方法	
3. 計画の見直し	
第2章 市民参加……………	4
(1) パブリックコメント……………	5
(2) 審議会、委員会等による調査及び審議……………	6
(3) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座……………	12
(4) アンケート……………	14
(5) 共同研究……………	14
(6) 市民との協定……………	15
(7) その他の市民参加手続きの実施……………	15
第3章 協働……………	16
(1) 事業の委託……………	17
(2) 事業の共催……………	18
(3) 事業協力……………	19
(4) 事業に対する支援や補助……………	20
第4章 仕組み……………	21
(1) 情報の積極的な発信……………	22
(2) 意見交換の場・交流の仕組み……………	23
(3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み……………	23

# 第1章 この実施計画の位置付け

## 1. 実施計画作成の目的

本計画は「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」第11条の規定に基づき、市民が主体の魅力あるまちづくりを実現するため、まちづくりについて市民と行政と一緒に考え話し合う機会づくりや、市民がまちづくりに参画するための情報提供をまとめ公表するものです。

## 2. 作成の方法

本実施計画は、平成29年度から31年度の3年間を計画期間とし、「市民参加」と「協働」そしてそれらを推進するための「仕組み」の3つの構成により作成することとし、現在、市役所の各所属で実施されている又は今後実施が予定されている施策や事業についての現状と今後の計画等を調査し、それらを取りまとめ作成します。

## 3. 計画の見直し

本計画の実施状況は、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第12条に定める第三者委員会に報告を行うこととし、市民ニーズや市民参画と協働の推進状況において大きな変化があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、各所属で実施予定の施策や事業については毎年調査を行い更新します。



## 第2章 市民参加

行政の施策等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で市民が主体的にさまざまな意見を述べ、提案することで、市政に対して積極的・自主的に参加し、それらを反映させる仕組みをいいます。

### Citizen participation

市の制度や計画のほとんどは行政が主体的にその制定や樹立を行っていますが、市民のみなさんが主体の魅力あるまちを実現するためには、市民のみなさんの意見が市政に反映できる仕組みづくりが必要です。その仕組みである市民参加の実現は、現代社会の多様なニーズに対応し、それぞれが満足感の高い豊かなまちづくりにも繋がります。まずは、市民と行政がそれぞれに力を入れすぎず、構えず、気軽な相談や意見交換ができる環境づくりが必要です。

#### 1. 市民参加の手続

南丹市市民参加と協働の推進に関する条例により市民参加の手続を次に掲げるとおりとし、積極的に推進します。

- (1) パブリックコメント制度の活用を積極的に進めます。
- (2) 審議会等への市民公募委員の参画を積極的に推進します。
- (3) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座を開催します。
- (4) ニーズ把握のためのアンケートを実施します。
- (5) 共同研究を積極的に進めます。
- (6) 市民との協定による新たなまちづくり施策等の実施を積極的に進めます。
- (7) その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。



# (1) パブリックコメント

## パブリックコメントとは

施策等の企画立案に当たり、趣旨や目的などを公表し、計画を作成している最中に市民の意見を聞き、計画自体に反映させる手続きです。

投稿用紙を市役所（本庁および各支所）窓口を設置するとともに、南丹市のホームページなど様々な広報媒体を活用し意見を求めます。

平成 29 年度から平成 31 年度にかけて実施予定のパブリックコメントは次のとおりです。（H29.3 現在の予定）

事業名	事業の概要	実施時期（月）	意見を提出できる方	ご意見の提出方法	前計画期間に行ったもの	本計画期間における予定	担当課
南丹市総合振興計画	本市の目指すべき将来像とこれを達成するための基本方針等を示すものです。	平成 29 年度中	市内に住所を有する事務所 事業所を有する個人及び法人その他 団体、事務所、事業所に勤務する、 学校に在学する、市税の納税義務を 有する方	郵便、 ファクシミリ、 電子メール	—	H29.9	定住・企画 戦略課
南丹市公共施設等総合管理計画	人口減少等により公共施設等の利用需要 が変化していくなか、公共施設等の全体 の状況を把握し、総合的かつ計画的な管 理を推進します。	平成 29 年 4 月頃	市内に住所を有する事務所、事業 所を有する個人及び法人その他 団体、事務所、事業所に勤務する、 学校に在学する、市税の納税義務 を有する方	郵便、 ファクシミリ、 電子メール	H29.3	H29.4	財務課
南丹市立地適正化計画	人口減少や少子・高齢社会、市街地の低 密度化に対応し、今後も都市を持続可能 なものとするため、「コンパクトシティ」 を形成します。	平成 29 年度中	市内に住所を有する事務所、事業 所を有する個人及び法人その他 団体、事務所、事業所に勤務する、 学校に在学する、市税の納税義務 を有する方	郵便、 ファクシミリ、 電子メール	—	H29.11 以降 (予定)	都市計画課
南丹市障害者計画・障害福祉計 画	障がいのある人もない人も、ともに安心 して暮らせるようにするため、障がい者 施策の理念や基本方針、その実現に向けた 具体策を定めます。	平成 29 年度中	市内に住所を有する事務所、事業 所を有する個人及び法人その他 団体、事務所、事業所に勤務する、 学校に在学する、市税の納税義務 を有する方	郵便、 ファクシミリ、 電子メール	H26.1	H29.10 以降	社会福祉課
南丹市地域福祉計画・地域福祉 活動計画	誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせ るようにするため、地域福祉推進の理念 や基本方針を示す地域福祉計画を策定す るとともに、方針に基づいた具体的な活 動計画を策定します。	平成 29 年度中	市内に住所を有する事務所、事業 所を有する個人及び法人その他 団体、事務所、事業所に勤務する、 学校に在学する、市税の納税義務 を有する方	郵便、 ファクシミリ、 電子メール	H25.1	H29.12 以降	社会福祉課
南丹市高齢者福祉計画・第 7 期 介護保険事業計画	高齢社会の課題に対処し、連携のとれた 保健・福祉サービスの提供体制の確立を 図ること及び介護保険事業に係る保険給 付の円滑な実施に関する計画を定めます。 す。	平成 29 年度中	市内に在住、通勤、通学している 方、市内に事業所等を有する方、 当該計画の策定に関し利害関係 のある方	郵便、 ファクシミリ、 電子メール、 直接持参	H26.12.26 ～ H27. 1.23 1 件	H29.11 ～ H29.12	高齢福祉課

## (2) 審議会、委員会等による調査及び審議

まちをよくするために行政が樹立するさまざまな計画などに市民のみなさんの意見が直接反映できるよう、事業の内容に応じて審議会などの付属機関を設置し、特に専門性を必要とする場合や個人情報を含む場合を除いて、その審議会や委員会を構成する委員の一般公募を推進しています。一般公募している事業等は次のとおりです。

(市民公募を行っている審議会等)

審議会等名	事業の概要	委員数		応募資格	公募時期	公募以外の委員	担当課
		公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)				
南丹市行政改革推進委員会	市の行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議し、市長に報告します。	若干名 〔15 人以内〕	4 人 ( 2 人 )	市内に住所を有する 18 歳以上の方、市と連携協定を締結している大学等の学生、高校生、市議会議員、本市の職員除く	現在の任期 H 29.10.16 まで	識見を有する方	財務課
南丹市公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会	公有財産の有効な利活用又は処分等の方針、処分方法等を審議します。	若干名 〔15 人以内〕	4 人 ( 4 人 )	市内に住所を有する 18 歳以上の方、市内に勤務する 18 歳以上の方、高校生、市議会議員、本市の職員除く	H29.2	市議会議員 学識経験者 等	財務課
南丹市総合振興計画審議会	市が策定する総合振興計画について調査、審議します。	若干名 〔40 人以内〕	4 人 (2 人)	市内に住所を有する 20 歳以上の方、市議会議員、本市の職員除く	H28.10~	市議会議員 各種団体役員、職員、 学識経験を有する方	定住・ 企画 戦略課
南丹市市民参加と協働の推進委員会	市民が主体のまちづくりを目指し、条例に基づく市民参加や協働の推進に関する施策について審議を行います。	2 人 〔5 人以内〕	2 人 (2 人)	市内に住所を有され、申込みされた時点で 20 歳以上の方	H29.2	有識者、市内立地企業代表、市民活動団体代表	地域 振興課
南丹市景観審議会	南丹市の景観まちづくりに関する審議等を行います。	2 人 〔10 人以内〕	2 人 (2 人)	市内に住所を有し、平成 28 年 4 月 1 日時点で満 20 歳以上の方で、審議会において積極的に意見を述べていただける方	H30.7(予定)	有識者、団体代表 等	地域 振興課
南丹市男女共同参画社会推進委員会	本市における男女共同参画をめざす施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図ります。	若干名 〔15 人以内〕	2 人 (1 人)	1.南丹市内に在住又は通勤・在学されている方 2.平成 29 年 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の方 3.平日(昼間)に開催する推進委員会に出席できる方 4.男女共同参画について関心がある方 5.本市議会議員及び本市職員でない方	H29.6~ (2 年任期)	南丹市女性ネットワーク会議、南丹市女性会等	人権 政策課
南丹市子ども・子育て会議	南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理などを行います。	5 人 〔20 人〕	5 人 (5 人)	1.南丹市内に住所を有する方 2.小学生以下の子どもの保護者又は子育て経験のある方 3.開催される会議に出席できる方 4.本市議会議員及び本市職員でない方	H29.5 (2 年任期)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子育て 支援課

南丹市都市計画審議会	市の都市計画に関する事項を調査審議する審議会。都市計画への市民参加を積極的に推進します。	6人 〔19人〕	6人 (6人)	南丹市内に住所のある方 募集年度の4月1日現在で満20歳以上の方 南丹市の都市計画、まちづくりに関心がある方	H29.4～ (予定) (2年任期) 不定期開催	都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令に規定する者のうちから市長が任命する	都市 計画課
南丹市社会教育委員会	社会教育法第15条第1項の規定に基づき、南丹市社会教育委員により、社会教育の完全なる実施を促進し、その目的を達成するため審議します。	2人以内 〔12人以内〕	2人 (2人)	1.南丹市内に住所を有する者で満20歳以上の者 2.生涯学習やスポーツ、文化活動などの実践経験者又は社会教育に関心、見識のある者 3.南丹市社会教育委員会に出席できる者	2年任期（現在の委員任期H28年4月1日～平成30年3月31日） ※H29は募集なし	学識経験者、社会教育団体代表、小中学校代表	社会 教育課

※審議会委員などへの参画を希望される方は、南丹市ホームページ審議会・委員会のページもしくはお知らせ版による募集の告知をご覧ください。直接担当課にお問い合わせください。

特に資格や経験などの専門性を有する審議会や委員会については、一般的な公募を行うことなく条例や要綱の定めにより、関連する団体を通して委員を推薦いただき直接的に就任をお願いする場合があります。

（現在公募を行っていないが、公募の導入を検討している審議会等）

審議会等名	事業の概要	全体委員数 〔条例〕	公募委員数の目標	公募以外の選任方法	担当課
南丹市地域公共交通会議	地域の实情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行います。	19人 〔20人以内〕	1人	一般旅客自動車運送事業者、近畿運輸局京都運輸支局長、近畿運輸局京都運輸支局長、京都府南丹警察署 等	地域 振興課
南丹市環境審議会	南丹市の美しいまちづくり施策を推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、市並びに市民及び市内外の関係者の責務を定め、美しいまちづくりの推進を目的に、学識経験者の意見具申を受けます。	8人 〔若干名〕	1人	市議、市教育委員会、市内各種団体の代表、学識経験を有する方、行政関係者	市民 環境課
南丹市文化センター運営審議会	南丹市内に設置した文化センター及び児童館の運営について調査、審議し運営の推進を図ります。	18人 〔20人以内〕	1人	自治会等地域住民団体の代表者、教育関係者、社会福祉関係者、学識経験者 等	人権 政策課
南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会	放課後児童クラブ事業の円滑な運営を図るため、児童クラブの運営について審議します。	10人 〔15人以内〕	1人	議会、学校、保護者、主任児童委員、社会教育委員等の代表	社会 教育課



(専門性を有するなどの理由で公募を行っていない審議会等)

審議会等名	事業の概要	全体委員数〔条例〕	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	公募以外の選任方法	担当課
南丹市防災会議	災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、南丹市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。また、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。	41人 〔45人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	市民の安全・安心を確立するため、防災関係機関からの推薦により、委嘱している。	指定地方行政機関の職員、京都府の職員、警察官、南丹市職員、教育委員会、消防団関係者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者	総務課
南丹市国民保護協議会	南丹市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進します。	40人 〔40人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	市民の安全・安心を確立するため、防災関係機関からの推薦により、委嘱している。	指定地方行政機関の職員、京都府の職員、警察官、南丹市職員、教育委員会、消防団関係者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者	総務課
南丹市消防委員会	消防組織法(昭和22年法律第226号)第6条に規定する南丹市が責任を果たすべき消防に関し、必要な事項を調査審議し、市長の諮問に答え、又は建議します。	10人 〔10人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	消防団員の幹部を委員として構成している。	市議会議員、消防団員、学識経験者	総務課
南丹市情報公開審査会	情報公開の可否の決定に係る不服申立てに対する裁決又は決定の諮問について調査及び審議を行います。	4人 〔5人以内〕	審議内容が情報公開請求に係る決定に対する個々の不服申立てに関する調査、審議であり、専門的な知識経験を有する方に依頼をしているため。	機密や守秘義務に関する案件を扱う審査会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市個人情報保護審議会	個人情報開示の可否の決定に係る不服申立てに対する裁決又は決定の諮問について調査及び審議を行う等、南丹市個人情報保護条例により審議会の権限に属することとされた事項を行います。	4人 〔7人以内〕	審議内容が個人情報の開示等に関する調査、審議であり、専門的な知識経験を有する方に依頼をしているため。	個人情報を扱う審査会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市特別職報酬等審議会	市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額や、議会の議員報酬、非常勤の特別職の報酬の額等について審議します。	4人 〔10人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	特別職等の報酬について審議するため、受益者等公募委員の考えには沿わない。	学識経験者	総務課
南丹市交通安全対策審議会	交通安全計画への答申など、交通安全に関する基本的事項を調査・審議します。	18人 〔20人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	交通対策の受益者からなる各種団体から代表者を選出いただいている。	市議会議員、教育委員会委員、所轄の警察署員、市内教育機関の職員、各種団体の役員、消防団の代表者等	総務課
南丹市行政評価推進委員会	市の実施する行政評価について、第三者の視点から調査、審議し、市長に改善案等を助言します。	1人 〔5人以内〕	南丹市の施策、事務事業を把握し、他市等の状況も比較をしたうえで評価するので、かなり高度な識見が必要なため。	具体的には検討できていないが、評価視点の多角化を図るためには公募委員も必要と考えている。	経営及び行政評価について、優れた見識を有する者	行政改革室
南丹市建設事業等執行審議会	市内における土木、建築等の工事の円滑な執行に関し必要な事項を調査及び審議します。	5人 〔10人以内〕	入札・契約制度を審議するにあたり、専門的知識を要するとともに、事案があった場合の開催であるため市民公募にはなじまない。	公平・中立の観点から、受益者等当事者は、建設業等の事業者となるため、審議会の目的になじまない。	市議会議員、教育委員会委員、各種関係団体代表、学識経験を有する者	監理課

南丹市入札監視委員会	市が発注する建設工事について、入札及び契約の過程並びに契約の透明性と公正な競争を確保するため審議を行います。	5人 〔5人以内〕	南丹市建設事業等執行審議会の内部組織であるため、上記と同様とする。	公平・中立の観点から、受益者等当事者は、建設業等の事業者となるため、審議会の目的になじまない。	南丹市建設事業等執行審議会の委員による	監理課
南丹市公共事業再評価審査委員会	市が実施する公共事業のうち、長期間を経過したものについて再評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため審議を行います。	7人 〔7人以内〕	対象事案があった場合の開催であるため、任期中に開催されないことが多くあり、市民公募にはなじまない。	受益者＝市民として、現状で団体の代表を委嘱し、受益者等当事者は参画してもらっている。公募は検討していない。	市議会議員、学識経験者、住民組織等	監理課
南丹市有線テレビ放送番組審議会	南丹市情報センターが行うなんたんテレビ放送について、自主放送制作番組基準に基づき放送番組を調査、審議し、必要に応じて意見を述べます。	12人 〔15人以内〕	審議会規則の委員選出区分に基づき、関係機関等に推薦依頼をし、選出いただいているため。	より良い番組制作のためにも、利用者の立場からの意見は重要であり、調査検討したい。	市議会議員、市教育委員会委員、市内各種団体の代表者、学識経験を有する方、行政関係者	情報政策課
南丹市医療対策審議会	市長の諮問に応じ、南丹市における総合的な医療等のあり方について調査、審議します。	一人 〔15人以内〕	専門的な協議会のため、国民健康保険被保険者代表等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	—	市議会が推薦する議員、保健、医療及び福祉の関係者、公共的団体等の代表者、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者	保健医療課
南丹市国民健康保険運営協議会	市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議します。 1.一部負担金の負担割合に関する事 2.保険税に関する事 3.保険給付の種類及び内容の変更に 4.保健事業の実施大綱の策定に 5.前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険の運営に関し重要と認める事項	13人 〔13人〕	専門的な協議会のため、国民健康保険被保険者代表等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	—	被保険者を代表する委員、 保険医又は保険薬剤師を代表する委員、 公益を代表する委員、 被用者保険等被保険者を代表する委員	保健医療課
南丹市健康づくり推進協議会	協議会は、住民の健康づくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の実情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図ります。	15人 〔15人以内〕	専門的な方、健康づくりの地区組織活動団体代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	現時点では公募による委員の選出は行っていないが今後公募を考えていきたい。	市議会議員、学識経験者、関係行政機関職員、健康推進に関する住民組織等代表者、前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	保健医療課
南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会	市民の健康増進と食育推進を一体的に推進するために取り組みに関する計画策定について、検討頂くことを目的に開催します。	一人 〔15人以内〕	専門的な方、健康づくりの地区組織活動団体代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼している。	現時点では公募による委員の選出は行っていないが今後公募を考えていきたい。	学識経験者、医療関係者、市内の各種団体関係者、行政・教育関係者、その他市長が必要と認める者	保健医療課

南丹市民生委員推薦会	民生委員法施行令第7条の規定に基づき、民生委員推薦会規則を定め推薦会を実施します。 民生委員の確保のため必要です。	14人 〔14人〕	審議内容が個人情報であり、有資格者等専門的な委員での審議をしているため。	—	市議会議員、民生委員、社会福祉事業実施者、社会福祉関係団体代表者、教育関係者、行政職員、学識経験者	社会福祉課
南丹市立障害者支援施設運営委員会	障がいのため就業が困難な方等に対し、生活指導及び作業指導等必要な指導訓練を行い、障害者の自立更生と福祉の向上を図る施設を設置し、その施設の円滑な運営を図るため運営委員会を設置します。	21人 〔24人以内〕	専門的な方、保護者会代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	—	学識経験者、市議会議員、保健福祉関係者、障害福祉関係者、社会福祉関係者、事業利用者家族の会等	社会福祉課
南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づき、支給認定審査会において、適切な障害者介護給付費等支給認定審査を行います。	10人 〔15人以内〕	審議内容が個人情報であり、有資格者等専門的な委員での審議をしているため。	—	障がいのある方の実情に通じた者のうちから障害保健福祉の学識経験を有し、中立かつ公正な立場で審査が行える者	社会福祉課
南丹市地域自立支援協議会	障がいのある方の相談支援事業など地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議を行います。	20人 〔20人以内〕	専門的な方、当事者団体代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	—	学識経験者、保健福祉関係者、障害福祉関係者等	社会福祉課
南丹市子育て発達支援センター運営委員会	障がいのある児童や発達支援の必要が認められる児童に対する必要な指導、訓練及び相談を行う南丹市子育て発達支援センターの円滑な運営を図ります。	15人 〔15人以内〕	専門的な方、保護者会代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	—	学識経験者、市議会議員、保健福祉関係者、障害福祉関係者、社会福祉関係者、事業利用者家族の会、保育所・幼稚園・学校関係者等	社会福祉課
南丹市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の推進を図ります。	30人 〔30人以内〕	専門的な方、地域性に配慮した団体代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	—	学識経験者、市民組織代表者、社会福祉関係者、警察消防関係者、行政職員、市長が必要と認めるもの	社会福祉課
南丹市介護認定審査会	申請者の「基本調査にもとづく一次判定結果」「調査時の記述事項」「主治医による意見書」の内容をもとに審査・判定し、介護度を判定します。	20人 〔20人以内〕	専門性を有するため公募は行わない。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要である。	保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者	高齢福祉課
南丹市高齢者福祉センター運営委員会	南丹市高齢者福祉センターの運営について調査及び審議し運営の推進を図ります。	13人 〔15人以内〕	高齢者福祉センターがある地域の利用者に参加いただいている。また、参加いただきたい関係機関にも推薦依頼をし、選出いただいているため。	受益者＝各センターがある地域の利用者に参加いただいているため、現在のところ、公募は考えていない。	市議会議員、民生委員協議会、社会福祉協議会長、老人クラブ連合会会長、利用者代表等	高齢福祉課

南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議	家庭内等における高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携を図り、早期発見や未然防止対策等について協議します。	14人 〔15人以内〕	専門性を有するため公募は行わない。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要である。	保健、医療及び福祉関係者、介護保険事業関係者等	高齢福祉課
南丹市有償運送運営協議会	高齢者・障がい者等の輸送について、ボランティア輸送としての有償輸送の必要性、利便性の確保について協議します。	13人 〔15人以内〕	外出支援サービスの利用者及び利用者家族に参加いただいている。また、参加いただきたい関係機関にも推薦依頼をし、選出いただいているため。	受益者＝利用者及び利用者家族に参加いただいているため、公募は考えていない。	運輸局京都運輸支局長、公共交通機関の代表、福祉輸送の利用者代表、学識経験者等	高齢福祉課
南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢社会の課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めます。	17人 〔20人以内〕	家族介護者に参加いただいている。また、参加いただきたい関係機関に推薦依頼をし、選出いただいているため。	家族介護者に参加いただいているため、公募による委員の選出は行っていないが、今後、公募の検討も必要である。	関係団体、学識経験者、被保険者等	高齢福祉課
南丹市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第11条に規定する措置の要否判定を行います。	7人 〔9人以内〕	専門性を有するため公募は行わない。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要である。	医師、養護老人ホーム施設、特別養護老人ホーム施設、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター等	高齢福祉課
南丹市農業振興推進協議会	農業の振興及び条件整備を図るため、農業政策に関し必要な施策について審議します。	15人 〔30人以内〕	農業施策に関する専門的な内容での協議を要するため、条例に掲げた組織等からの推薦者や、農業指導士・女性農業者等から選任し構成する。		市議会議員、市農業委員会委員、農業団体役員、土地改良区役員、京都府関係機関、農業者、集落組織代表者、学識経験者等	農政課
南丹市野生鳥獣対策運営協議会	南丹市における有害鳥獣の捕獲体制を確立し、円滑かつ適正な有害鳥獣捕獲活動を推進していきます。	20人 〔20人以内〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人を選任しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	南丹市猟友会、京都府南丹広域振興局農林商工部、管内に所在の森林組合、農業団体、市議会議員、京都府緑の指導員、農業委員会委員、管内に所在の漁業協同組合	農林整備課
南丹市の森林を考える会	市民共有の環境財産である森林を適切に管理し、住民が参画することで幅広い意見を反映させた森林づくりを目指していきます。	17人 〔20人以内〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人を選任しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	森林組合の役員及び林業関係団体の代表者、林業従事者及び山林所有者、京都府関係機関の職員、南丹市議会議員	農林整備課
南丹市水道審議会	上下水道事業の円滑な推進と健全な運営について審議します。	人 〔会長、副会長及び委員若干人〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人を選任しているため		市議会議員若干人、団体役員その他学識経験者	上水道課
南丹市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議します。	15人 〔15人以内〕	専門性が必要なため	引き続き専門性を有する者での組織化が必要	委員及び専門委員は、学識経験のある者及び文化財に関し識見の高い者の中から教育委員会が委嘱します。	社会教育課
南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会	教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議します。	14人 〔15人以内〕	専門性が必要なため	引き続き専門性を有する者での組織化が必要	学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱します。	社会教育課

### (3) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座

市長はじめ理事者や市職員が地域に出向き、まちづくりの方針や施策の方針を市民に伝えるとともに、市民の声を直接聞きます。

#### 意見交換会・公聴会

事業名	事業の概要	意見交換等の手法／申込み方法	実施時期	担当課
市政懇談会	市長、副市長、教育長、各部長が地域に出向き、市のまちづくりの方針や施策の方針等について、市民に伝えるとともに、市民の意見を直接聞きます。	意見交換…懇談会開催時に行います。申込みは不要です。	開催時期等については調整を行い、お知らせなんたんなどで告知します。	情報政策課
出前講座	市民に、市政に関心を持っていただき、地域づくりに役立てていただくため、希望される地域に市職員が講師として出向き事業や施設等について説明します。	市内在住・在勤・在学のおおむね10人以上の団体の集まりを基本とします。希望日の3週間前までに申込書を提出いただきます。詳細は情報政策課(0771-68-0065)にお問い合わせください。	年中(各講座の開講日程は申込者との調整により決定します。)	情報政策課

#### 説明会・出前講座

出前講座のテーマ	出前講座の内容	担当課
①地域防災対策	南丹市地域防災計画と災害に対する日ごろの構え、災害時の行動などについて説明します。	総務課
②南丹市交通安全計画	南丹市交通安全計画について説明します。	総務課
③予算の概要	予算の概要、財政状況の概要について説明します。	財務課
④南丹市の行政改革	行政改革の概要について説明します。	財務課
⑤市税のしくみ	市税の仕組みと現状について説明します。	税務課
⑥南丹市総合振興計画	南丹市総合振興計画の内容について説明します。	定住・企画戦略課
⑦南丹市の定住促進	南丹市が行う定住促進について説明します。	定住・企画戦略課
⑧南丹市地域創生戦略	南丹市地域創生戦略の内容について説明します。	定住・企画戦略課
⑨南丹市の景観まちづくり	南丹市の優れた景観を守るための南丹市景観計画の説明とそれに係る届け出制度について説明します。	地域振興課
⑩認可地縁団体制度のあらまし	認可地縁団体の設立から運営方法について説明します。	地域振興課
⑪南丹市の公共交通の現状	JR複線化やバス交通について説明します。	地域振興課
⑫市民協働のまちづくり	市民と行政の協働によるまちづくりについて説明します。	地域振興課
⑬南丹市の地域情報化	高度情報通信基盤を活用した行政サービス、まちづくりなどについて説明します。	情報政策課
⑭マイナンバー制度	マイナンバー制度について説明します。	情報政策課
⑮南丹市環境基本計画	南丹市環境基本計画の内容について説明します。	市民環境課
⑯ごみの分別・排出方法とごみ処理の現状	ごみの分別・排出方法と目的およびその効果、また市のごみ処理方法・処理量などについて説明します。	市民環境課

⑰医療制度のあらまし	国民健康保険や後期高齢者医療制度の内容について説明します。	保健医療課
⑱南丹市の健康推進事業	生活習慣病予防（メタボリックシンドロームなどの生活習慣病とその予防）について説明します。	保健医療課
⑲南丹市の母子保健事業	子どもの発育・発達や育児、離乳食、しつけ、予防接種について説明します。	保健医療課
⑳人権感覚の豊かな社会を構築するために	南丹市人権教育・啓発推進計画に基づき、市が実施する人権啓発の取り組みや基本的な考え方などについて説明します。	人権政策課
㉑男女共同参画社会の実現に向けて	南丹市男女共同参画推進条例、南丹市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての市の取り組みなどについて説明します。	人権政策課
㉒南丹市の障がい者福祉	南丹市障害者計画・障害福祉計画や障がい者福祉施策及び事業内容について説明します。	社会福祉課
㉓南丹市の高齢者福祉	南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画や高齢者福祉施策及び事業内容について説明します。	高齢福祉課
㉔南丹市の子育て支援	子育て支援施策及び事業内容について説明、子ども・子育て支援事業計画の概要を説明します。	子育て支援課
㉕農業振興支援	農業振興に対する支援施策について説明します。	農政課
㉖農林業施設の整備、林業振興対策	農林業施設の整備及び林業振興に対する支援施策について説明します。	農林整備課
㉗南丹市の商工振興	南丹市の商工振興について説明します。	商工観光課
㉘南丹市の観光	南丹市における観光振興について説明します。	商工観光課
㉙南丹市の都市計画	南丹市における都市計画の現状と今後について説明します。	都市計画課
㉚道路と河川の維持管理	南丹市における道路と河川の維持管理の現状について説明します。	道路河川課
㉛道路と河川事業	道路および河川事業について説明します。	道路河川課
㉜南丹市の上水道	南丹市における上水道の現状と今後について説明します。	上水道課
㉝南丹市下水道	南丹市における下水道の現状と今後について説明します。	下水道課
㉞南丹市の幼稚園、小・中学教育	南丹市における幼稚園から小・中学までの学校教育の現状について説明します。	学校教育課
㉟南丹市の文化財	南丹市の文化財の状況と保存活用について説明します。	社会教育課

## (4) アンケート

事業名	アンケートの実施方法	アンケートの対象者（人数）	実施時期	担当課
市民意識調査	無作為抽出、郵送	2,500人	毎年度6～8月頃	定住・企画戦略課
学生アンケート	学校を通じて配布、郵送にて回収	南丹市内の大学、専門学校に在籍の学生	10月（予定）	地域振興課
障害者計画・障害福祉計画に関するアンケート	無作為抽出、郵送 全団体、郵送	障がいのある方1,000人 障がい者福祉事業者・当事者団体等約50団体	H29.6月以降	社会福祉課

## (5) 共同研究

大学等の学生の受け入れや、大学や企業との連携を積極的に推進し、学生の政策形成能力を養成するとともに、地域における協働を推進し専門的分野から地域課題の解決を促します。

事業名	調査の概要	調査結果を反映させる事業	対象	実施時期	担当課
南丹市内の高等教育機関ならびに連携協力包括協定締結大学との共同研究	明治国際医療大学、京都府立大学、佛教大学との連携を進めます。	-	-	-	地域振興課
環境放射線測定等調査事業	市内の公共施設等を調査ポイントとして、空間線量や土、水、草等の自然界における放射線量をそれぞれ測定する調査研究事業です。	地域防災計画に掲載	市内全域	平成26年4月～	総務課
学生が住み続けたいくなる仕組みづくりの研究	市内に通う学生たちがこの町の人々や環境との様々な接点を持ち、本市に定住するという人生の選択肢が芽生える仕組みづくりを研究します。	定住促進事業	市内高等教育機関	平成26年6月～	定住・企画戦略課
インターンシップ実習生の受入	市役所における総合的就業体験を通じて学生の政策形成能力を養います。	学生の希望等に応じて決定	-	平成22年度～	総務課

## (6) 市民との協定

市民と行政の協定により、新たなまちづくりの仕組みづくりや施策等の実施を積極的に進めます。

事業名	事業の概要	提案募集の時期（予定）	対象者（地域）	担当課
景観協定	地域で特徴的な景観についての協定を地域住民等で結び、市が認定します。	随時	景観計画区域 (美山管内)	地域振興課

## (7) その他の市民参加手続きの実施

その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。（例：陳情、ご意見箱など）

事業名	事業の概要	要望等の対応方法	実施時期	担当課
住宅環境整備委員会（八木）	老朽化した市営住宅等の環境整備について、意見を求め施策等に反映します。	事業効果や事業の妥当性を勘案の上、事業実施します。	毎月	住宅課
子育て支援関係団体意見交流会	趣味サークルとは異なり、子育て支援を目的とする団体や子育て支援拠点事業に関わりのある団体等が集い、各団体の活動に理解を深めると共に、市内の子育ての環境や課題について共有します。	課題を検証し、対応します。	10月（予定）	子育て支援課
子育て広場での意見箱設置	子育て広場の利用しやすい運営を目指し意見箱を設置します。	課題を検証し、対応します。	年間	子育て支援課
南丹市政へのご意見箱	ホームページ及び本庁と各支所の窓口に「南丹市政へのご意見箱」を開設・設置し、意見や提言等を募集します。	投稿された方が匿名、連絡先無記入などの場合を除き、できる限り個別に回答します。 また、寄せられたご意見・ご提言の中から、より多くの市民の皆さんと情報共有すべきと思われるものについては、ホームページ上の「これまでの意見と回答」に随時掲載します。 ただし、内容によっては回答及び公開を控えさせていただきます場合もあります。	随時	情報政策課



# 第3章 協働

市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、対等かつ自由な立場で互いを尊重し、役割分担及び補充しあいながら公共的課題の解決に当たることです。

## Partnership

市民のみなさんの価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のまちづくりに対するニーズもますます高度化・多様化しており、行政が現在のシステムでこれら全てに答えていくことは困難な状況となっています。だれもが安全安心で快適に暮らせる魅力あるまちを実現するためには、行政主導型のまちづくりではなく、市民や企業、行政がともに自分たちの役割を理解し合い、それぞれの弱みを、それぞれの強みで補いながら、さまざまなニーズに対応する必要がある、それを実現する仕組みが「市民協働」です。

普段の生活で意識せずに行っていることも多く、今後もそれぞれができることを取り組むことで、まちが元気になる仕組みづくりを進めます。

### 1. 協働の形態

公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとします。

- (1) 事業の委託
- (2) 事業の共催
- (3) 事業協力
- (4) 事業に対する支援や補助



## (1) 事業の委託

市が実施責任を負う事業を民間の団体などに実施いただくものです。その事業が効果的に実施できるよう内容によって地域や市民団体等へ委託します。

(現在実施している、若しくは今後実施予定の委託事業)

事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	募集時期	担当課
ものづくりのまち推進業務	さまざまな分野で活躍する個々の工芸家が相互交流し、連携することにより魅力を引出し、情報発信をすることのできる体制をつくります。	伝統工芸や工業製品の振興を支援し新たな特産品をつくることのできる団体	4月	地域振興課
南丹市交通指導員会運営事業	市の非常勤公務員である交通指導員に委嘱された市民が、通学時の交通指導にあたります。	交通安全活動に対する意欲知識のある市民	3月	総務課
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭への育児や健康、必要な手続き等について講習会等を開催し、支援と対象者の情報交換の場とします。	ひとり親家庭と日常つながりのある団体	6月	子育て支援課
子育てつどいの広場開設運営業務	親子の交流や相談に応じる地域子育て支援拠点事業を民間委託により実施します。	子育て支援に関わるNPO法人	4月	子育て支援課
利用者支援事業	子ども・子育て支援新制度の施行により新たに実施する事業です。子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園・保育所の施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供、相談・援助を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	5月	子育て支援課
産前・産後サポート事業	妊産婦やその家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、保健師や助産師、看護師等の専門家、子育て経験者及びシニア世代等による相談支援と家事支援、育児支援を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	4月	子育て支援課
京都府管理河川環境整備作業委託	南丹市内の府管理河川（一級河川及び二級河川）の環境維持の作業を行います。	自治会を母体とする団体	5月	道路河川課
空き家バンク登録・活用等推進	社会問題である空き家の有効活用のため、各集落単位程度に情報提供を依頼。空き家の有効的な活用を推進します。	自治会・地域振興会など	通年	定住・企画戦略課
南丹市国際交流推進事業	市民レベルでの国際交流を活性化させ、外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を推進します。	外国文化との交流を推進するノウハウを持つ団体	4月	地域振興課
まちづくりデザインセンター業務委託	まちづくり活動を推進するため、その拠点として「南丹市まちづくりデザインセンター」を設置し、市民活動を推進します。	まちづくりデザインセンターの業務を担えるNPO法人	-	地域振興課

## (2) 協働（共催）

市民と市が共に主催者（事業主体）となって事業を実施するもので、南丹市が参画する実行委員会等の組織で事業を実施するものです。

（現時点での共催事業及び今後実施予定の共催事業）

事業名	事業の概要	共催する相手	実施時期	担当課
男女共同参画事業『キラリなたん』	男女共同参画の視点で市民対象の啓発事業を実施します。	南丹市女性ネットワーク会議	随時	人権政策課
人権講演会やフォーラム	人権に関する市民啓発事業を実施します。	南丹市人権教育・啓発推進協議会	随時	人権政策課
美山サイクルロード	南丹市美山支所前をスタート・ゴールに、国内では珍しい公道を使用した自転車レースとなっている。例年約 700 名がエントリーし、各団体の協力のもと事業を実施します。	南丹市内（美山）各種団体・ 京都府自転車競技連盟	平成 29 年 5 月 27・ 28 日	美山支所 地域推進課
美山ふるさと祭	南丹市宮島小学校周辺を会場に、例年 11 月 3 日に開催。美山町一大イベントと位置付け、農林産物品評会・各種展示即売会・ステージショーなど各種団体と協力して事業を実施します。	南丹市内（美山）各種団体	平成 29 年 11 月 3 日	美山支所 地域推進課
ひよし水の杜フェスタ	スプリングスパークを会場に、例年 10 月に開催します。	南丹市内（日吉）各種団体	平成 29 年 10 月 22 日	日吉支所 地域推進課
京都丹波トライアスロン大会	京都府内で唯一となるトライアスロンの全国大会を、八木地域を会場に開催します。	京都府トライアスロン連盟、京都府、クア スポ南丹	平成 29 年 8 月 26・ 27 日	地域振興課 社会教育課 八木支所 地域推進課
学生のまち南丹 地域連携フォーラム	大学、学生と連携した地域活動報告等を行い、地域での大学連携を促進します。	南丹市内の大学、専門学校、 連携協力包括協定締結大学	平成 29 年 12 月	地域振興課
南丹けんこうポイント 50	健診の受診と生活習慣の改善、自主的な健康づくり等を推進するため、これらの活動を行ったものに対し、特典を交付し、市民が生涯にわたって健康的に過ごすためきっかけづくりを行います。	市民の健康づくりと一緒に推進し、応援頂 ける企業や商店（賞品等を提供頂き、市民 の健康づくりを応援していただける企業、 商店）	翌年度分を 当年度の 12 月までに募 集する	保健医療課

### (3) 協働（事業協力）

市民と市が相互の役割を定め、協力して事業を実施するものです。

（現時点での事業協力及び今後実施予定の事業協力）

事業名	事業の概要	役割分担など	実施時期	担当課
交通安全活動	南丹船井交通安全協会南丹支部とともに、啓発活動を実施します。	市民 運営委員は各活動を自ら実施 行政 事務局として庶務を行うほか、各活動に参加	通年	総務課
南丹市子育てすこやかセンター事業	主に保育所や幼稚園に在籍するまでの親子の居場所と相談の場を提供します。お話しなどの行事についてボランティア団体の協力を得て開催します。	市民 ボランティア団体が内容を企画し実施 行政 子育てすこやかセンターが行事枠を確保	年間	子育て支援課
ふるさと道路・河川愛護活動	南丹市が管理する生活に密着した道路や河川を市民のみならずと一緒、大切に維持保全することで、その安全性や郷土愛を高め、美しい魅力あふれるまちの実現と公共施設としてのマナー向上に取り組みます。	市民 ごみ拾い、除草、花の植栽、樹木の選定 不備や危険個所の情報提供 行政 不備や危険を解消するための維持修繕	通年	道路河川課
がん検診等啓発事業	企業、事業所などで、がん検診受診機会のない従業員に対して、市が行う検診の啓発・受診勧奨を行っていただき、職員の健康管理に役立てます。	市民 従業員に対する市が行うがん検診の啓発（チラシの配布等） 行政 がん検診事業の推進	4月～	保健医療課
定住促進ガイドブックの作成	定住促進を図るツールのひとつとして、南丹市独自の取り組み、特長、各集落のお奨め情報などを掲載するガイドブックを作成します。	市民 情報提供やアドバイザー、レポーター 行政 ガイドブックの作成	7月～	定住・企画戦略課
障害者相談員設置事業	地域の実情に精通した市民を相談員として、障がいのある方や家族の目線に立った相談支援を行い、行政や専門機関とのパイプ役として活動していただきます。	市民 身近な地域で障がいのある方からの相談対応、旧町単位で月1回のなんでも相談日の開催など 行政 相談員が受けた相談のうち専門的支援が必要な場合の対応、活動内容の周知、相談員への研修、謝礼・保険料の支出など	通年	社会福祉課



## (4) 協働（支援・補助）

市民が自発的・自主的に行う公共的な事業に対し、市が財政的支援や物的支援などを行うものです。

**財政的支援** このほかにもさまざまな団体による支援情報などがありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施時期	担当課
南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金	市民団体等が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	自由提案型事業 1 団体 20 万円上限 課題提案型事業 1 団体 20 万円上限 学生チャレンジ枠 1 団体 10 万円上限	申請書をご提出ください。	毎年4月募集	地域振興課 0771-68-0019
南丹船井交通安全協会南丹支部活動補助金	組織運営に対して、定額補助を行います。	300 千円/年	申請書をご提出ください。	年度当初募集	総務課 0771-68-0002
南丹船井地域交通安全活動推進協議会活動補助金	組織運営に対して、定額補助を行います。	40 千円/年	申請書をご提出ください。	年度当初募集	総務課 0771-68-0002
自主防災組織育成事業	地域の自主的な防災活動に対して補助します。	各団体の防災事業に対して補助を行います。	まずはお問い合わせください。	年度当初募集	総務課 0771-68-0002
南丹市管理道路・河川等清掃補助金交付	市民により組織された清掃ボランティア団体が行う、市管理の道路・河川及び公園の清掃活動に必要な保険料掛金や草刈機の燃料代等の全部又は一部を支援します。	1 実施団体 2 万 5 千円を上限に、清掃活動参加者 1 名当たり年額 500 円を基本とします。	当該補助金交付要綱によります。	随時募集	道路河川課 0771-68-0051

**モノ支援** このほかにも多くの備品が貸し出せる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施時期	担当課
モノ支援 竹あかり作成用備品貸出	竹あかり作成用のドリルビットやホールソーなど、個人で購入するには特殊な道具を貸し出します。	竹用ドリル 4.5.6.8.10.12 mm 各 5 本 ホールソー 20.25.30 mm 各 5 個 ホールソー 75 mm 2 個	物品利用許可申請書をご提出ください。	随時受付	地域振興課 0771-68-0019
モノ支援 照明用備品貸出	従来のハロゲン式投光器と比較し、約 1/6 の消費電力で、ライトが高温にならない LED の投光器を貸し出します。	三脚式 LED 投光器 (2 灯) 5 台	物品利用許可申請書をご提出ください。	随時受付	地域振興課 0771-68-0019
モノ支援 はっぴ、豆絞り貸出	お祭りで使う法被、豆絞りを貸し出します。	青色法被 (背中に白字で SONOBE) 白色法被 (背中に赤字で祭)	物品利用許可申請書をご提出ください。	随時受付	地域振興課 0771-68-0019
モノ支援 積み木の貸出	ものづくりを通じて親子交流を図る体験講座で制作した積み木と市内 NPO に制作を依頼した積み木を親子交流が図れるイベント等に貸し出します。	積み木及びマット等の貸出	随時申し込みを受付し、貸出簿に記載。申請用紙が有ります。	随時受付	子育て支援課 0771-68-0017

モノ支援 健康教育教材の物品貸出	各種団体等が実施する母子保健に関する健康教育の援助を行います。	赤ちゃん人形の貸出 ヨガマット 10 枚	物品利用許可申請書をご提出ください。	随時受付	保健医療課 0771-68-0016
モノ支援 農作業道具貸出	各種団体が実施される農作業体験に貸し出します。	鎌 20 本、両刃鎌 20 本 (農作業・体験農薬用)	事前申込み (TEL 可)	随時受付	農政課 0771-68-0060
モノ支援 まちづくり活動に必要な機材、備品、書籍の貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターに登録 (登録料年間 1,000 円) した団体に無料または有料で貸し出します。	輪転機、ラミネーター、FAX、発電機、プロジェクター、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ボイスレコーダー、三脚、フロアマット、鬼の衣装、書籍の貸出 展示ブース、会議スペースの貸出 名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターにお申し込みください。	随時受付	まちづくり デザインセンター 0771-68-3555

ヒト・ノウハウ支援 このほかにも多くの情報等を提供できる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施時期	担当課
ヒト・ノウハウ支援 食育推進事業	野菜作りや調理実習などを通して、広く市民に食育推進を図ります。	専門職(栄養士)の協力、レシピの提供 教材を貸し出します。	実施計画書の提出	随時受付	保健医療課 0771-68-0016
ヒト・ノウハウ支援 集落の教科書づくりの推進	集落が I・Uターン者などを迎えるに当たって、地域独自の情報発信を行うツールとして、地域のルールや集落の基本的事項をまとめた冊子の作成を推奨します。	教科書づくりを支援し、空き家バンクとの運動や情報発信などを行います。	随時連絡	随時受付	定住・企画戦略課 0771-68-0003

# 第4章 仕組み

Structure

～協働をすすめる仕組みづくり～

協働を推進するうえでは、お互いが情報を共有し、理解し合い、どのようなまちにしたいかを一緒に話し合う場が必要です。行政が積極的に情報を発信し、市民との意見交換や交流の場を積極的にもち、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みづくりを積極的に進めます。

## 1. 協働をすすめる仕組み

- (1) 情報を積極的に発信します。
- (2) 意見交換の場や交流の仕組みをつくりま。
- (3) まちづくりデザインセンターを中心とした、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みをつくりま。

### (1) 情報の積極的な発信

行政には情報が集まりやすいという特性があり、個人情報等を除き、これらを積極的に市民に提供することは協働の推進にとって大変有意義です。さまざまな冊子やニュースなどをできる限り可視化し、市民に積極的な情報提供を図る仕組みをつくりま。

事業名	事業の概要	実施時期	担当課
情報誌等閲覧促進事業（予定）	行政に送付される様々な情報誌などで、市民に有益な情報をまちづくりデザインセンターなどに集約し提供します。	-	地域振興課 0771-68-0019
障がい者福祉のあんない版	障がいのある方に関する制度をわかりやすく周知するための冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。南丹市音訳ボランティア・船井点字サークルの皆さんのご協力を得て、音声版も作成しています。	通年	社会福祉課 0771-68-0007
当事者団体加入のすすめ	同じ悩みを持つ人同志がわかちあい学びあい支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。南丹市音訳ボランティア・船井点字サークルの皆さんのご協力を得て、音声版も作成しています。	通年	社会福祉課 0771-68-0007

## (2) 意見交換の場や交流の仕組み

協働を推進するうえではお互いを信頼しあい、対等な立場でアイデアなどが出し合える環境が必要です。まちづくりについて気軽に交流できる場づくりを行います。

事業名	事業の概要	実施時期	担当課
市民と職員のバリアフリー事業 (勉強会など)	まちづくりデザインセンターなどを会場に、テーマを定めて意見交換会を開催する。各課が回り順で担当し、それぞれの課の業務や事業の計画などについて意見交換を行います。 ルール：要望や批判ではなく、相手の良いところを褒め合い、高め合う。	-	地域振興課 0771-68-0019
市民協働フォーラム事業	市内で活動するNPO法人や市民団体、企業など、まちづくりに関わる様々な主体が集まり、ワークショップ形式で意見交換を行います。	定期開催	地域振興課 0771-68-0019 まちづくり デザインセンター 0771-68-3555

## (3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

市民活動においては、行政からの情報だけでなく、団体同士、団体に必要なものやコトなどをつなぐための中間支援的役割が必要です。南丹市まちづくりデザインセンターが中心となり、それらのコーディネートや資金面でのアドバイスを行います。

事業名	事業の概要	実施時期	担当
活動プラグ連結推進事業	まちづくりデザインセンターのコーディネートにより、様々な団体やひと・もの・コトをつなぎ、より効果的で多面的な事業を推進します。	随時	地域振興課 0771-68-0019 まちづくり デザインセンター 0771-68-3555
プラス+ソーシャル事業	寄附金や+（プラス）ソーシャルの仕組みにより、団体活動を支援する仕組みを整えます。	-	地域振興課 0771-68-0019 まちづくりデザイン センター 0771-68-3555





